旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

平成20年11月20日開催 『裁判員制度について』 『犯罪被害者参加制度・損害賠償命令制度について』

北非被害有参加制度・損害賠負が予制度について』
『少年事件における被害者配慮制度について』

- 1 開催日時 11月20日 (木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 足立清人,梅津和宏(兼務),加藤卓,河村俊哉,桑嶌洋平,中村 元弥,則末尚大(兼務),長谷川明彦(兼務),林 享男(兼務), 明翫義昭
 - 家裁委員 梅津和宏(兼務),蒲田祐一,佐藤和明,千葉胤久,則末尚大(兼務),長谷川明彦(兼務),林 享男(兼務),藤田悦子,八重樫和裕,山崎隆志
 - 事務局 甲斐裕司地裁事務局長,高橋雅和家裁事務局長,西亦敏廣民事首席書記官,半藤政一刑事首席書記官,高橋昭夫首席家裁調查官,講元秀夫家裁首席書記官,狩原元地裁事務局次長,井田久敏家裁事務局次長,村上啓司地裁総務課長,村上奉文家裁総務課長,関下健二地裁総務課課長補佐,山內慶嗣家裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員交替の報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 裁判員裁判用法廷、評議室及び審判廷の見学
- (5) 意見交換

テーマ「裁判員制度について」

(事務局から、裁判員制度の実施準備状況について説明がされた。)

(河村地裁委員から,辞退事由についての検討状況に関して,管内で実施した ヒアリングの結果等について説明がされた。)

- 委員長 裁判員制度の実施準備状況,辞退事由についての検討状況について, 御質問,御意見を伺いたい。
- 委員 裁判員候補者へ送付される「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」は、旭川地方裁判所名義の文書が、最高裁判所の封筒に入って送られるのか。

回答票(マークシート)について、回答欄1の「裁判員になることができない」というところが、まず目に飛び込んでくる。そうすると、裁判員をやりたくないという人は、まずここだけを塗りつぶすということが多くなってしまうのではないかと思う。回答票は、改良の余地があるのではないか。

事務局説明者

「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」は、最高裁判所が一括して 送付するので、最高裁判所の封筒で送付される。封筒の中の文書につい ては、各地域ごとに、各地方裁判所の表示がされるということに現時点 ではなっている。

回答票(マークシート)については、いろいろな要件があって改良した結果が現在の様式となっている。今年の結果を見て、次年度は、より書きやすく、分かりやすいものに改良されると思っている。

(事務局から、裁判員制度の広報活動の実施状況について説明がされた。)

- 委員長 裁判員制度の広報活動の実施状況,今後の広報活動の展開について御 意見等を伺いたい。
- 委員 裁判員制度のねらいというところを原点に立ち返ってみると、制度と して定着すべき制度であると思う。裁判員制度が半年後にせまってきて、

実際にどのようになるんだというところのシュミレーションはどんどん 行われているけれども、「大変ではないか」、「負担が増えるのではない か」という国民の方の受け止めがあるような気がする。もう一度、原点 に立ち返ってやっていくのがよいと思う。また、結構、高校生などがこ の制度に興味を持っているので、将来の裁判員候補者となる高校生・大 学生など若手の方たちへの啓発も将来への投資という意味で必要かなと 思う。

- 委員長 草の根的な、地道な広活報動を続けていきたいと考えている。 それでは、裁判員制度全般について御意見等があれば伺いたい。
- 委員 この制度が近づいてきて、いざ選ばれそうになってくると、みんないやがって不安がっていて、なぜ職業裁判官がいるのに素人が加わらなければならないんだ、そんな必要ないのではないのかという話があちこちで聞かれる。ただ、勿論、国民が参加するということは、職業裁判官と同じようなプロの意見がほしいのではなくて、素人の国民の感覚、知識でものを言ってほしいということなんだと思う。そこが、選ばれた人は、裁判員になったらある程度法律を勉強していかないと話に加われないんじゃないかとか、すごく敷居が高く思っている。素人が加わる制度だから、素人の意見を言ってもらうことで役割は足りるんだということを言うと少しほっとするのかなと思う。この点をもう少しアナウンスすると参加しやすい気になるのではないかと思う。

テーマ「犯罪被害者参加制度について」

(河村地裁委員から、刑事裁判における被害者参加制度の概要について、その 前提となっている犯罪被害者に対するこれまでの保護、支援についての経緯 等も併せて説明がされた。)

委員長 被害者参加制度について、検察庁の準備状況についてお聞かせいただ きたい。

(林地裁委員から、検察庁における被害者参加制度の準備状況について説明が

された。)

テーマ「少年事件における被害者配慮制度について」

(蒲田家裁委員から、被害者等による審判傍聴制度、被害者等による意見陳述制度及び家庭裁判所調査官による被害者調査の概要について、少年事件の手続の流れ及び各制度の制定経緯も併せて説明がされた。)

テーマ「損害賠償命令制度について」

(河村地裁委員から、損害賠償命令制度の概要について説明がされた。)

その他「リーガルサポートセンターとの意見交換会の結果報告」

(事務局から,前回の地家裁委員会においてテーマとした後見成年制度に関して,9月19日に開催された社団法人成年後見センターリーガルサポート旭川支部と旭川家庭裁判所との意見交換会の結果及び今後の取組の報告がされた。)

- 委員長 本日のテーマに限らず、今後の旭川の裁判所の在り方等について御意 見があれば是非お伺いしたい。
- 委員 裁判員制度に関して、裁判所の携帯サイト以外にも裁判員制度に関する専用の掲示板がある。中には無責任ではあるが、ある意味本音の部分も掲載されているところもあるので、裁判員制度を担当される現場の方々も御覧になってみてはと思う。
- 委員 裁判員制度に対する受け止め方は、敷居が高く、負担が大きく自分にはできないのではないか、自分がそうした重い責任を負いきれないという、そうした躊躇する気持ちが非常に強いというところがあると思う。素人の意見を積極的に出してもらうのがこの制度の趣旨なんだということをより一層これからも続けてアピールしていくことによって、積極的に参加するというように意見が変わってくる人たちが増えてくるのではないかと思う。
- 委員 調停制度についても何かの機会に取り上げていただきたいと思う。
- 委員 犯罪被害者参加制度について、私を含めて職場の周りのほとんどの人

が知らなかった。被害者が法廷に出るとどうなるのだろう, すごく感情が出て大丈夫だろうかというようなことを懸念するような意見が多かったような気がする。最近, ひどい事件があるわけで, そんなことは許せないという感情はよく分かるが, 一方で, 加害者の家族にも被害の拡大がされている気がする。そんなわけで, あまり感情的にならなければいいなと思っている。

- 委員 裁判員制度については、守秘義務の範囲が広く、かつ、生涯に渡り守 秘義務があるというのは永いと感じる。
- 委員長 本日の貴重な御意見をもとに、新しい制度に対して適切に運営をできるよう努力して参りたいと思っております。

本日は, ありがとうございました。

(6) 次回期日等

平成21年度第1回の期日は、平成21年5月20日(水)午後1時30分とする。次回は「司法制度改革に伴う諸制度の実施状況について」をテーマとして意見交換を行うこととする。

(7) 閉会の言葉

配 布 資 料

- 資料1 裁判員等選任手続の流れ (チャート図)
- 資料2 選挙人名簿登録者数及び各市町村への割当員数等(平成21年度版)旭川地方裁判所管轄市町村別の割当員数図
- 資料3 裁判員候補者名簿記載通知に同封する書類写し
 - ・裁判員候補者名簿への記載のお知らせ
 - ・調査票,調査票の回答要領,回答票(マークシート)
 - 説明パンフレット
- 資料4 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要(チャート図)
- 資料 5 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要 (チャート図)
- 資料6 パンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」
- 資料 7 パンフレット「少年審判の傍聴について」

(配布資料添付省略)